

今月の税情報「平成21年9月号」サマリー

税理士法人 平川会計パートナーズ

< 法人税改正で検討されている「グループ法人単体課税制度」の内容と動向 >

財務省は「平成22年度以降の法人税制の改正テーマ」として「資本に関する取引等に係る税制」について勉強会を開催し、その「論点」を公表しました。

平成22年度法人税の改正に関連しますので、お知らせいたします。

* グループ法人に係る税制措置の必要性

「我が国企業を取り巻く経済環境に対し、分社化や完全子会社等によるグループ経営の活用を通じて対応する取組みを阻害しないようにするため、グループ経営の実態を反映した税制を整備する」

. 基本的考え方

一 グループ経営と税制のあり方

1. 新会社法、組織再編税制、連結納税制度等を背景として、グループ法人の一体的運営が加速している。

2. グループ経営の実例

グループ戦略の立案と事業執行の役割を分離し、意思決定の迅速化や事業執行の責任の明確化を図るための事業部門を分社化する場合

総合化繊メーカーが複数の中核事業部門を分社化した例等

持株会社設立を通じた経営統合や、一体性強化のための完全子会社化により、子会社経営に対するグループ全体の視点から関与を強化し、重複事業の整理等のグループ内再編

百貨店が持株会社設立によりグループ化した例等

: 企業経営をめぐる環境の激しさを増す中、意思決定の迅速化のための分社化等による企業グループの一体的運営が進展している

: 最近では、100%子会社として子会社の独立性を活かしながらグループ統合のメリットを追求する傾向が顕著である

中小企業の実例

新規事業の展開、取引先等他社の要請への対応、事業承継の円滑化、事業責任の明確化のための事業部門の分社化等の目的から、事業運営の独立性については程度の差があるが、100%子会社の設立・取得が行われている

3. グループの一体性に着目した税制の整備の必要性

税制においては、これまで会社法等関連諸制度の整備に対応して、組織再編税制（H13）連結納税制度（H14）等が整備されてきているが、グループ法人の一体的運営が進展している状況を踏まえ、実態に即した課税を実現できるよう、税制のあり方について検討する必要がある

二 資本に係る取引等の実態と税制のあり方

資本に係る取引等について、平成 13 年の金庫株の解禁等、会社法等の制度改正により、自己株式の取得や組織再編成が増加している。このような最近の資本等に係る取引等の実態を踏まえ、税制のあり方を検討する必要がある

三 租税回避行為の防止

関連して、租税回避行為の防止についても検討する必要がある

・個別論点

* 別紙<参考資料を参照してください>

以上

9 月 の 税 務

8 月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付	納期限・・・9 月 10 日
7 月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申告期限・・・9 月 30 日
1 月、4 月、7 月、10 月決算法人の 3 月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限・・・9 月 30 日
法人・個人事業者の 1 月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申告期限・・・9 月 30 日
1 月決算法人の中間申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ……半期分	申告期限・・・9 月 30 日
消費税の年税額が 400 万円超の 1 月、4 月、10 月決算法人の 3 月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申告期限・・・9 月 30 日
消費税の年税額が 4,800 万円超の 6 月、7 月決算法人を除く法人・個人事業者の 1 月ごとの中間申告 (5 月決算法人は 2 ヶ月分) <消費税・地方消費税	申告期限・・・9 月 30 日